

之領書差出往來手形取立可<sup>ニ</sup>相越候勿論罷候は<sup>ジ</sup>其旨相断候事

- 一 他國より久落者未り候は<sup>ジ</sup>其子綱承届早速可申出候若町中之者他所へ久落致候者於<sup>レ</sup>有之是又可<sup>ニ</sup>注進候事尚他領より掛込有之追手之者可<sup>ニ</sup>呑捕<sup>ト</sup>と云ふとモ専苗に不可<sup>ニ</sup>相渡<sup>一</sup>番人附置早々可<sup>ニ</sup>注進一事
- 一 他所之沙汰虚伝日無鬱候間承り候義有之可申出候事博奕懲而賭之諸勝負或肯商に事寄セ博奕に似たる何にしても一切仕間敷候勿論右類之者宿堅仕間敷事
- 一 出火之節は兼て申付置候通所々役所え足付候人夫無ニ油所一樣常々可<sup>ニ</sup>申付遣一事
- 一 附左之節貢附中之者共不殘火元へ火付隨分相勸可申事
- 一 所人嫁取奪取葬礼之仕方隨分手堅く可<sup>ニ</sup>仕候事
- 一 在浦庄屋肝煎其外船持網持日不及言諸百姓より自然兩所舎屋共へ紋所形立ち付候染物漁候とも堅受合申開敷候事
- 一 在浦舎屋共古同然に可<sup>ニ</sup>相心得一事
- 一 従前<sup>ニ</sup>勤求候町夫役船其時々之差國次第急度可<sup>ニ</sup>差出尤月限人夫候町奉行へ可<sup>ニ</sup>差出一事
- 一 総河諸商壳之儀前々より其時々之米直段に志<sup>シ</sup>諸布壳代替へ申儀に候此間兩所之諸商壳人共古米直段之無考諸式猥に高直に致ス段相聞工不届<sup>ニ</sup>候商人之儀者賣買之利用を以て渡世中<sup>ニ</sup>事に候へば貪り左の仕方有之ものゝ由に候得共当地之儀者諸國通路海道にても無之御領外出産之諸物町方在浦へ商壳致し又は家中へ壳候より外無之候得ば古三品之内何<sup>ノ</sup>物事片寄候而は不宜就中家中末々之面々在方百姓等迄及<sup>ニ</sup>迷惑候儀其上諸商人申令セ諸物高直に致間敷旨御條目之一ヶ條に

候間附年寄共以不<sup>レ</sup>及申小商人迄商壳利用之品も順路に有<sup>レ</sup>之様に可<sup>ニ</sup>相心得候事

一 大阪其外辟國より取り寄セ商壳仕候品々は其海陸掛り物等之致ニ差出一商壳申議者可<sup>ニ</sup>事に候得共是とても其程可<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>之候得成程<sup>ニ</sup>間敷高利と貪<sup>リ</sup>候義致ス間敷事

古之通被<sup>ニ</sup>仰出候間堅相守違背仕ル者有之<sup>ビ</sup>吟味之上曲事ニ可<sup>ニ</sup>申付候此書は正五九月年寄手前へ町人共呼寄年中三度宛読聞セ可申者也

右之通仰出候間向後彌堅可相守者也

享保八卯年八月十六日 西名兵右衛門

小林丸左衛門

町奉行

中根曾右衛門

門

(山田云此の御觸書は高札に記して當時大手前にかかげていたといふ)

(終)

### 研究

佐伯蕃に於ける

キリシタン史料について

会員 真 柴 渉

前がき 豊後キリシタンの動向

耶蘇教が豈後に伝えられたのは天文三十年(一五五二)で、時の大友義鎮(宗麟)ニ十二才ノ時、當時周防の山口にハ大耶蘇会の宣教師フランシスコ・ザビエルを府内

## 佐伯に於けるキリスト教の動向

に招いてキリスト教の伝道を許可したのが始めて、ガザルビエルの帰つた後洋服天連へ神父ヘバルチザル・ガゴが保留漏へ修道士ヘジヨアン・フェルナンデスとともに布教につとめ、更に日伴天連ジヨアン・カブアル等の努力によつて、二十年後の元慶二年（一五七二）には、豊後のキリスト教徒は五千人といわせた。

宗麟は天正六年（一五七八）七月十五日、四十九才で、カラヅルの手によつて洗礼を受け、教名をフランシスコといい、荷蘭と号したほどで、府内を始め田村、朽網、野津、三重、鶴崎等で信者は次第に其の数を増し、天正八年以降豊後の信徒は実に一万人と言われてゐる。

一五七六年には府内に教会堂が出来、朽網、田村、野津、津久美等に次々に聖堂又は修練所が建立され、天正十三年には信者一万五千（豊後切支丹史料）と、三万を超えた（豊後キリスト教遺跡）といわれてゐる。しかし天正十四年島津氏の豊後侵入、文禄二年大友義統の領地没収により、豊後の領内は勿論伊賀領にも大きな変革がもたらされた。即ち惣守礼城主佐伯惟定へ守和島退去の後は田村城の福原直高、次いで太田飛驒守の治下に入り、福原の後後慶長六年毛利高政二万石で日田より佐伯に移封され、鶴屋城を築いたのである。

この頃になると豊後のキリスト教徒は、豊薩、筑後急激に減つて、慶長五年闇ヶ原の戦い千五百人と言われ、慶長七年スペインのアグスチノ会の宣教師が布され、迫害の手が全國に及ぶようになり、宣教師が田村に聖堂を建ててから、鶴崎の高田、野津、竹田の志賀、佐伯、津久見と次々に聖堂がえち、信徒の数も再び漸増しつづけたが、慶長十九年家康による追放令が发布され、迫害の手が全國に及ぶようになり、宣教師が田村に聖堂を建ててから、鶴崎の高田、野津、竹田の志

豊後の國主大友宗麟がキリスト教を許可したのが天文二十年、そして宗麟自身が洗礼を受けたのが天正六年であるが、この頃佐伯ノ領主は梅谷礼城主佐伯紀伊守惟定で、天正六年五月で打死した後は惟定が之とつて、この様な時であるので、豊後のキリスト教の影響は佐伯に当然もつたと思われるが、それを物語る資料は皆無といつてよい。左左大正元年頃梅谷礼城趾で振り出され左と云うマリヤ観音をかたどつた観音像は、法衣とまとめて舟に十字架をかけて、右と立つて、これがどうな關係にあるもののか。「佐伯郷土史」の著者猪村氏は、切支丹禁教以後の遺物であるといつてゐるが、これがも今後研究にまち左いものである。

## 初代高政とキリスト教

初代高政が佐伯に封せられたのは慶長六年（一六〇一）で、佐伯は慶長四年（一六〇九）佐伯姓領（慶長六年四月）大友宗麟の死後十四年後である。一年前の慶長五年には、天正十五年（一五八七）三月洗禮をうけてコンスタンチノと教名を授けられた大友義統も、闇ヶ原の戦に石田三成方に味方し、別府の石垣原に黒田孝高へ如水への軍に敗れて常陸の佐竹氏にあがけられた頃で、豊後へ信者僅かに千五百人といわれて、左が、この後又アグスチノ会イエズス会の宣教師が来て布教にとめた結果、田村を始め次々に聖堂が建てられるとようになつた。

佐伯にも慶長十一年（一六〇六）田村の宣教師アグスチノ会のフェルナンド・デ・サン・ヨゼフが来て布教にとめ、城下に修道院が建てられ、城主高政も其の感化によつて教会堂と大修道院を建てて再び信者となり、布教

さき左寸半左程である。

このフェルナンド・デ・サン・ヨゼフ神父は一六〇五年

豊後にへいたんで、後慶長十六年（一六一〇）四月二

十三日のマニラに於ける管区長會議で、白井の修道

院長に任命された人である。

「日本切支丹宗門史」によると、佐伯城下に小さな修道院を立てた神父は、佐伯で大きな結果を収めて後日向に行き、その城下（郡）へ今の大岡で傷いて、城主の保護で天主堂を建て、二千人のキリスト信者が出水左といつてゐる所から見ると、ヨゼフ以上ほどすぐれた布教師であつたのである。

佐伯でも城主高政は自費で天主堂をうつ更に大きな修道院を建てたといふのであるから、神父が

佐伯で大きな結果を收め左をいうのであるから、神父が

左なみに「豊後切支丹史料」の著者マリオ・マレガ氏は、

佐伯の領主毛利伊勢守高政はクリスティアンで左とひつているが、レオン・パジエスの「日本切支丹宗門史」には、

伊勢守殿と、う大名は一度は改宗したとのある背教者である。

といつていれる所を見ると、一度キリスト教の信者となつて高政も、一時棄教後再び佐伯でヨセフ布教を許し、これを保護することになつたようである。増村隆也氏の「佐伯御上史」にも高政は異教を切支丹信者であるとし

すかに恥ずる所やありけん、慶長十一年の頃再び改心して宣教節に好意を示し、其の領地に切支丹寺を建立

したと、日本基督教史の一文をみせている。

ともあれ佐伯に聖堂が建つたと、しかも領主自らも亦天主堂並に修道院を建てたと言ふ事、そして布教期間も慶長十八年（一六一三）切支丹禁教令の発令せられ今までの七年間と考えられる事から、佐伯にも當時相当のキリスト教信者のいたであろう事は察するにかたくない。半田康夫先生は「豊後キリスト遺跡」に

これまでの延年地であつた佐伯にアーヴィング千ノ会が修道院が出来左

と云ふ、マリオ・マレガ氏及

僅かに七ヶ年ハ布教期間しかなかつたので多數の信者皮をかつた

と言つてゐる。

昭和四十二年三月二十八日、豊後切支丹講演会で講演され左文部省博士清泉女子大教授松田毅一氏は、その講演「南蛮史料と豊後キリスト」の中で、

私が南政の古文書館で採録した南蛮史料の中には、今後研究を前進させるのに有力な手がかりとなるものはないではない。それは元和三年（一六一七）の豊後の代表的キリストハ署名法である。豊後の文書に記された代表的キリスト名は、白井五人、由布院六人、界津十二人、高田三十人（南郡六人）、日出八人、府内六人、利光戸波清田計十一人、丹生大佐井志村櫻具計二十五人で、豊後全体では百十人となる。

と、佐伯に聖堂が出来て十一年後の元和三年頃には、佐伯には代表的なキリストとて名の出でいる人はいなかつたようである。左の御土史家佐藤鶴谷氏は「佐伯志」に、

当時カおが佐伯の如きも沿海部地方民は概々該教信者たる者は無き有様で、日本西教史に載せらる左の姓名のみにても鮮少なりとせず。

と、同教を奉じたものの少くなかつた事を述べている。

マリオ・マレガの臼杵藩キリスト調査表にも、元和三年から九十四年後の正徳元年卯十一月廿日付文献として、本人及び本人同族存命の者三百八拾八人中、老人本人同然佐伯領居住となつており、全世目付の類族存命者調査には老万四千八百六拾五人中、他領居住者七百六拾五人、そ内佐伯領農族百八拾二人となつてゐる。このことからも、佐伯は相当数のキリスト教信者のいた事がうがえると思う。

### 佐伯の切支丹遺跡考

このように佐伯にも相当の切支丹信者が居たと思われるが、資料として残るもの甚だ少ない。半田康夫氏の「豊後キリスト遺跡」にも、大分を中心にして臼杵、野津、竹田、宇目と、周囲には遺跡、遺物の確認されたものが數多く見られるが、唯佐伯藩内にはほとんどないと書いてよいのではないかと思つてゐる。

一つに亘る「日本基督教史」によると、高政は慶長十一年の頃再び改心して宣教師に好意を示し、其の領地に切支丹寺を建立せしめ、是を左一時其の良心の煩悶を避けるの手段に過ぎざりしと見へ、全く棄絶して反対の態度を表するに至れり。

と、禁教後は高政自身も棄教し、宗門禁令法東照神居垂範十五ヶ條、五人組帳、宗門改め等をひし、探索と迫害の中にあつて、佐伯藩でも資料や遺跡の多くは破壊され根絶されてしまつたのである。

聖堂を中心とした切支丹寺がどの辺にあつたかははつきりしていない。或は城下と言ひ、或は領地といふが城下には今それを思わせるような地名も残つて、ない。

臼杵の諏訪、津久見ノ瀬ノ内の聖堂跡は、今タルス場とへつているとのこと

マイケル・クーパー著、会田雄次編の「南蛮人戦国見聞記」によると、平戸の英國商館長リチャード・コックスの一六一九年夏へ元和五年夏への報告として、

皇帝へ秀忠の命によつてすべてすべての教会が取り壊され、墓も振り返されて遺骨は家族の手で別の場所に埋葬され、教会があつた場所には道路かつくられたり、皇帝の命によつて佛教の寺院が建てられて、それが、皇帝はさうに日本全国から切支丹の痕跡を抹殺するためには、これらの寺院に佛僧たちを住まわせている。

と、当時の様子を伝えてゐる。これと裏書するように豐後でもマリオ・マレガ氏の調査で曰、

大分郡高田村の能仁寺はもと天主教聖堂なりしを、禁庵のため佛寺に改変せられ信者を弾圧せし寺なり、

といつてゐる。佐伯でもこのようなことがあつたかどうか。

唯卷頭よく丹賀の切支丹寺遺跡として、鶴見町中浦字中越、庄浦山腹に切支丹屋敷があり、往時佐伯藩祖毛利高政は切支丹を信仰して、左が、幕府の禁制が厳重であつ左為、人煙稀な岬の山腹に寺を営んで、舟遊に事よせて

時祈礼拝したと語り伝えられてゐるとの事で、マリオ、マレガ氏も「切支丹史年表」慶長十一年に

フエル NANDO DE SAN YOゼフは彼時に行き聖堂を建立す

として、欄外に

現在の南海部郡東中浦村大字丹賀より宇佐浦に至る海岸に寺屋敷という地名があり、それは慶長時代に建てられた古敷金の跡であろう。

とてている。又増村謹也氏の「佐伯郷上史」には

高政は時々目養生と称して中浦に赴き滞在してい左と言ふれ、現在東中浦村丹賀には寺屋敷と呼ばれる所があり、切支丹寺のあつた處といわれてゐる事と考へれば、高政は目養生と称して切支丹寺に参り、祕密裡に信仰の生活を送つていたものであろう。

とくべ、慶長十七年高政が地松浦庄屋醫三郎に高石八千水代扶助の書付と、享保七年庄屋庄三郎より藩に出し去る。

高政様御保養の為當時松ヶ谷の水にて御風呂召し立され、其の節庄三郎御家御本草になされ……三石八斤高御免地申し乍ら御墨印頂戴し仕候と記してある所から、切支丹信仰のため地松浦から丹賀切支丹寺に詣でてい左のであるとしている。

○しかしヨゼフが修道院を立て、高政が聖堂を立て左

のは慶長十一年で、領主自身が聖堂を立て布教を保護する中で、交通不便な岬の山中に修練所を建ててゆ要があつ左かどうか。

○幕府の宗門禁令法東照神君垂範十五ヶ條が、全国の庄屋寺院に配られ太のほ高政が地松浦に保養にいつ

○ 大翌年の慶長十八年で此事のこと、  
○ 高政の地松浦に保養に行つ左のほ田舎六月で、今  
七月から八月の盛夏であり、風光明媚を海浜に猛暑をそゝけて六月から閏六月の間水練を樂しみ(高政且達  
谷の眞清水に涼を求め左、本当に目保養ではなかつ  
左か)。

大正末年昭和の初期に集め左、「大分県郷上伝説及び民謡」に、中浦尋常高等小学校からの調査報告が載せられ  
ておるが、それにまとると、

記者見聞する所によれば、高政公の建設し左切支丹の礼拜所と云ふのは他にもあり、茲に記する広浦の遺跡は恐らくは高政の礼拜所ではなくして、其の当時幕府の禁圧によって逃走した切支丹崇拜の信者の遁避所で、信者の多く一団がここに来て竊に切支丹村を造つて左ものであろう。今もその附近には佛教徒のそれとは異つ左殆んど短形の墓石が多數散在してゐるが、おしゃ事に石面磨滅して文様を識別しが左い。

としているが、私共又若しく云か切支丹信仰の跡であるとするならば、中浦校の報告が近いではないかと考え  
る。

以下次号

〔隨想〕

## 轍井澤大炊頭

会員

山

本

(住所 佐伯市池船区)

「佐伯史談」第四十九号下、渡町——文島——長島の